

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
パブリックコメントの実施	1	新宿区障害者施策推進協議会は、区民各層の代表によって構成されているが、この計画の拘束性、達成の義務化等の影響範囲が広範なことから、同協議会のみならず、更に広く十分な議論の機会を保障すべきである。そのために、今回のようなパブリックコメントを機会あるごとに実施して欲しい。	新宿区では、「新宿区パブリック・コメント制度に関する規則」を定め、区民の生活に広く影響を及ぼす区の基本的な施策等の策定等について、区民だれもが意見を述べることができる機会を保障しています。今後も、障害福祉計画の改定に当たってはパブリック・コメントを実施していきます。また、個々の施策の推進については様々な機会・方法により障害当事者をはじめ広く意見をいただきながら進めていきます。
障害福祉計画の表現	2	障害福祉計画の表現を、当事者にも十分理解できるようなわかりやすいものにして欲しい。	障害福祉計画は障害者にわかりやすい表現に努めていきます。
自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービス	3	自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスの現利用者が不利益を被らないように、必要十分な期間、現行サービスを継続して欲しい。 位置づけの検討においては、現行サービスを下回らないようにして欲しい。	区独自に提供を行っている該当サービスについては、当面の間現行と同様にサービスの提供を行うとともに、今後、新サービス体系への移行を含めた適切な事業の位置付けの検討を行っていきます。
障害者本人に配慮した地域生活への移行	4	移行に関しては、反対するものではないが、住み慣れた施設を出ることに大きな抵抗感を感じる本人もいると思われる。区内での身元引受人がいるのか、支援体制、施設がしっかり確保できるのかも大きな問題。法律や施策で本人の安定した生活を乱すことのないよう、移行に関しては慎重に、また、社会支援体制をしっかりと整え具体的な数値を示して実施して欲しい。これから、施設移行が必要となる地域在住の障害者の数値も考慮して欲しい。	障害者の地域移行に関しては、ご本人の意思、ご家族や関係者の方々のご意見を十分に尊重し、施策に活かしていくことが必要と考えます。当面、施設入所者の10パーセントの方が地域移行すると推計し、基盤整備を進めていきます。

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
計画の目標数値の明示 グループホームの増設	5	<p>計画にある知的障害者対象のグループホーム、ケアホーム、入所施設の定員数の根拠が不明。地域に戻ってくる方々、「保護者の死亡や高齢化」により住む場所がなくなる知的障害者のことを考えると、計画にある数は不十分と考える。</p> <p>グループホームを3ヶ所作る計画になっているが、もっと増やして欲しい。</p> <p>知的障害者グループホームを3ヶ所を6ヶ所に増設するとあるが、1ヶ月平均入所者6名として18名規模の増設を計画しているものと思われる。この数字の根拠を明示して欲しい。</p>	<p>福祉施設から地域への移行者数については次のとおりに見込みを行っています。</p> <p>身体障害者 51人中3人が地域へ移行 知的障害者 138人中16人が地域へ移行 合計 19人</p> <p>上記の19人の地域での生活の場については、グループホームへ移行する方が16人、一般住宅等へ移行する方が3人と見込んでいます。</p> <p>また、知的障害者グループホームの定員数は8名程度（3所合計24人）と見込んでいます。</p>
計画の目標数値の明示 福祉施設入所者の地域生活移行	6	<p>平成23年度において、平成17年10月現在福祉施設の知的・身体障害者の入所者数のうち10%が地域移行とある。しかし、平成17年10月実績によれば、身体障害者施設51人、知的障害者入所施設138人計189人となり、その10%以上は19人以上である。地域生活に移行する具体的な受け皿を明確にし、それぞれの具体的な人数の目標を明示して欲しい。</p>	
精神障害者地域移行推進のための知識の啓発普及	7	<p>「精神障害者の地域への移行を推進していくために、知識の普及啓発や交流等を通じて、精神障害者に関する正しい理解の促進に努めていく。」とあるが、あいまいな目標でなく、具体的な施策を明示して欲しい。</p>	<p>精神障害者に関する正しい理解の促進のために、区では講演会や講習会、家族教室、広報等による普及啓発を図っています。今後、地域生活支援者や事業者等と連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>
グループホーム利用者の選択	8	<p>グループホーム利用希望者は、新宿区民と他区民を選ばず多くある。多くのニーズに対していかに適切な利用者の選択をするのか、そのシステムをどのように構築するのかを計画に盛り込んで欲しい。</p>	<p>障害者自立支援法の理念である「障害者の自己決定と自己選択の尊重」がありますので、利用者と事業者とお互いに納得した上で契約を結んでいただきたいと思います。グループホーム利用にあたって区として利用者選択のシステムを作ることについては今後の検討課題とさせていただきます。</p>

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
精神障害者ケアホームの設立	9	精神障害者の高齢化の問題は深刻化しており、地域生活を送る上で、様々な支援が必要になっており、このままでは社会的入院を増やすことになる。新宿区内にケアホームの設立を計画して欲しい。障害程度区分の違いにより提供するサービスは、質・量ともに違ってくる。	精神障害者の地域への移行を進めるに当たって、居住の場として公的施設活用を含め1所の施設確保を目指しています。区内に精神障害者のケアホームが無い事から特にケアホームは必要と考えています。
精神障害グループホームの設置	10	精神障害グループホームが区内に2ヶ所の現状からして、当面1ヶ所という数値目標は疑問。1ヶ所の妥当性を示して欲しい。2ヶ所以上の数値目標を明記して欲しい。 地域移行に関して、新宿区では推計約115人と見込んでいる。この受け入れのために1ヶ所の施設確保を目指すがあるが、相当に大規模な施設が必要となる。どこまで具体化されたうえでの計画なのか説明が欲しい。	「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者を地域生活への移行」について、東京都の考え方は、平成18年度を初年度として、10年後の平成27年度末までの退院をめざすこととし、各区市町村は平成23年度末に5割以上が地域生活へ移行することを目指すものとしています。区としても都の考え方に沿った計画としています。 また、計画を進めるに当たっては居住の場の確保と合わせて、日常生活の支援、医療中断の防止等、医療・保健・福祉等包括的な支援体制が必要となりますので、第1期計画は準備期間と位置付け、実績を積み上げながら支援体制を整えていきます。
	11	知的3ヶ所 6ヶ所、身体1ヶ所 2ヶ所が計画されているが、精神に関しては計画されていない。この理由を説明して欲しい。現在、援護寮、更生施設などに入所している精神障害者の地域生活移行にも施策が必要。	「福祉施設入所者の地域生活移行」は、知的障害者と身体障害者の福祉施設が対象となっています。

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の人数調査	12	新宿区の社会的入院とされる精神障害者の人口換算が115人と推計されているが、あくまでも推計であって、実際の数とはかなりかけ離れているものと思われる。厚生労働省や医療機関と連携をとって実際の人数を調査し、明示して欲しい。	「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の人数は、平成14年の病院での患者調査によるものです。精神病院は偏在しているため都民が必ずしも都内の病院に入院しているとは限りません。また、入院期間が20年・30年と経った人は両親は亡くなり帰る家がないという状況のため、東京都でも推計値です。そのため、今回東京都から各区市町村へ示された対象人数も人口換算で出されています。
精神障害者への就労支援	13	「就労支援等の新しいサービス提供体制の整備」、「就労移行事業等の推進により福祉施設から一般就労への移行を進める」、「地域生活と就労を一体的に支援することにより障害者の適性にあった就労支援を推進、また関係機関との連携強化や職場体験等の一般就労に向けた施策を充実」、「区では重層的に就労支援体制を整備」の部分さらに具体化した案を示して欲しい。	障害者の就労支援が着実に進められるよう、就労支援ネットワーク会議など様々な機会を活用し皆様のご意見をお伺いしながら、より具体的で効果的な事業を計画し、その実現を図っていきます。
各作業所との連携・企業開拓等の具体策	14	<p>チャレンジワークでの就労移行支援と各作業所との連携及び相関を具体的に示して欲しい。 毎年20人以上の一般就労への移行実績を上げるには、まず、企業等の就労先の開拓・障害理解の促進が欠かせない。企業開拓の具体策とタイムスケジュールの明記、定着支援と体制整備の具体策を明記して欲しい。</p> <p>作業所が実施している企業内通所授産事業を促進することや、就労先、企業開拓が重要であり、その方策の如何を明記して欲しい。</p>	区内作業所が企業内授産や施設外授産など多様な制度を活用し作業所の就労支援を多角的に実施することに対し、区は支援を行います。また、作業所の就労支援のバックアップを就労支援事業でフォローし、より確実なアフターケア体制とします。一方で新宿区障害者就労福祉センター(チャレンジワーク)を核として、就労に支援を必要とする障害者等の就労支援を総合的に実施する「仮称：新宿仕事センター」を開設します。職業斡旋や企業との連携などにより、障害者等雇用体制の強化と継続性を確保するなど、多面的、重層的な就労支援体制を構築します。

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
<p>一般就労への移行等の推進のための関係機関との連携</p>	<p>15</p>	<p>障害者インターンシップ後等の一般就労に繋げる細やかな対応が、行政側に求められる。当事者のいう「細やかな対応」とは、突然の心身不調の理解、易疲労性等の精神障害の特性を十分理解し、無理なく就労を継続できる体制である。（ジョブコーチ、短時間就労、職場外の相談者等）</p> <p>現状では、精神障害への理解と施策が最も立ち遅れており、就労支援についても同様である。新宿区には、多くの事業所があり法定雇用率の充足も求められている。柔軟な発想から、新宿区が当事者主体の個別性に対応できる支援体制を独自に組み立てて欲しい。区役所内に障害者就労支援担当部署を設置し、チャレンジワークと共に、ハローワーク新宿との連携、中小企業団体との話し合い、公的機関へ協力要請する等、福祉就労から一般就労へ移行する精神障害者数の年間目標数を達成して欲しい。また、就労支援を行う通所事業所との定例的の会合を持って欲しい。</p>	<p>障害者自立支援法は就労支援を強化することが重点課題となっています。訓練等給付の「就労移行支援」「就労継続支援」で、利用者に応じた支援計画に基づいて、実習の実施、求職活動の支援、職場定着の支援をすることになっていきます。</p> <p>区では、これまでハローワーク新宿、東京しごと財団東京都心身障害者職能開発センター、東京都心身障害者福祉センター、東京障害者職業センターなどの、就労支援の専門機関を始め、養護学校、精神障害者の作業所を含む区内の各作業所等による障害者就労支援ネットワークにより、多様な障害者就労への支援体制を構築するなど行ってまいりました。今後も、新体系サービスの元で適切な支援を提供できるよう環境整備を行っていきます。</p> <p>また、障害者や高齢者、若年非就労者等を対象とした就労支援事業を、チャレンジワークを核に「仮称：新宿仕事センター」を開設して、総合化すると共に強化していきます。</p>
		<p>一般就労への移行支援体制の整備にあたっては、新宿区内に就労支援の協議機関を設置して欲しい。協議機関の構成メンバーは、養護学校等の教育機関、ハローワーク等の労働行政機関、商工会議所等の企業を代表する機関、区内の全ての障害者作業所、チャレンジワーク、障害者団体、新宿区等々として欲しい。</p>	
		<p>商工会議所、青年会議所等の企業団体との連携により、成果を挙げている地域がある。企業開拓、障害者理解促進のためにも働きかける必要がある。</p> <p>就労促進は、働く意思と意欲はあるが能力や持続力の不十分な人々を就労移行させるかがポイント。現在、大半の企業姿勢は「障害があろうとなかろうと、働ける人は受け入れる」というものであり、極めて限定的な受け入れである。「正しい理解の促進に努めて」いくことの中身として、これらの問題解決の道筋を計画に明記して欲しい。</p>	

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
リワーク事業の創設	16	うつ病により職業継続に支障をきたすひとの急激な増加に対して、休職中の社員が職場復帰するためのリワーク事業が各所で行われている。企業の集中する新宿区では、率先してこの事業を開始すべきである。計画に加えて欲しい。	リワーク事業の重要性については認識しています。事業化にあたっては、医療や相談体制など多くの連携が必要であり、現時点で計画に盛り込むことは難しいと考えます。
高齢者の障害者に対する施設整備	17	知的障害者の中には、年齢が比較的若くとも高齢退行現象が出る人が多くいる。「高齢者の障害者に対する施設整備を充実させる」という項目を入れて欲しい。	高齢社会の問題の一つとして、障害高齢者への対応も大きな課題であると認識しています。障害者計画に向けた障害者調査等において実態調査、ニーズ調査を行い必要な基盤整備に結び付けたいと考えています。
入所施設の整備	18	「重度の知的障害者を対象とした障害者支援施設」とあるが、知的障害者の場合は数値で表された障害程度と自立した生活が営めるかどうかは必ずしも一致しない。重度ばかりでなくどの障害者に対しても障害者支援施設を整備するようにして欲しい。	障害者自立支援法においては、「施設入所支援」のサービス対象者は、障害程度区分が区分4以上（50歳以上は区分3以上）と定められています。障害程度区分が区分4以上になる方は、概ね重度の方が対象となっています。但し、施設入所を必要とされる方は、障害程度区分の状況だけでなく、本人の行動上の問題や家族の問題も含んでいます。今後は、施設入所の区分の要件も含め、施設入所支援を必要とされる方に必要なサービスが提供できるように、国や都に要望していきます。
	19	「社会福祉法人等に必要な支援」となっているが、知的障害者の親の高齢化が進んでいる。国が施設解体の方向に進んでいる今、親が亡くなった後の不安感は大きくなるばかりである。区が主体となって早急に施設の整備をして欲しい。	障害者が住みなれた地域で生活を続けることを支援するには、入所を必要とされる方への入所施設としての役割と、在宅生活のバックアップ機能としての役割を果たすための支援の拠点として、地域生活支援型の入所施設の区内設置が重要課題であると考えています。このために、区内に入所施設を設置する社会福祉法人に対し必要な支援を実施していきます。

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
グループホームでの生活介護	20	<p>重度障害の人たちに対しては、常時介護を必要とする生活介護を通所施設の支援員を配置して、運営して欲しい。重度障害者は、毎日の積み重ねが第一のため、3ヶ月、半年、1年とその様にしていく事により慣れ、将来に無理なく適応できると思う。新宿区にも、他区のようにグループホーム定員30名位の建物を提案する。</p>	<p>通所している施設から入所支援施設への円滑な移行についてのご意見ですが、障害者自立支援法では、日中活動系サービスと入所支援サービスを切り分けることができるようになりました。この考え方が進めば、通所しなれた施設を利用しながら、地元の入所施設を活用するという事も可能になります。ご本人の状況にあわせた支援ができるよう、運営する事業者等とも十分に調整できる体制作りを目指します。</p> <p>また、グループホームについては30人規模で設置することは考えていません。グループホーム、ケアホームでは、少人数による生活・居住環境の利点を活かした、より家庭に近いものが望まれているものと考えます。</p>
重度重複障害者の卒後施設の増員	21	<p>重度重複障害者の高校卒業後の施設を増員して欲しい。</p>	<p>現在区内には、重度重複障害者の通所施設として「区立あゆみの家」があり、平成19年4月から障害者福祉センターにおいても生活介護サービス(定員12人)を運営します。また、区立新宿生活実習所は、平成20年度に生活介護サービス提供事業所に移行予定です。さらに、平成20年度に百人町四丁目に開設予定の障害者入所支援施設において、生活介護サービス(20人定員)を実施する予定です。これにより、区内の重度心身障害者に対する支援施設が充実すると考えています。</p>
地域生活支援入所施設の役割	22	<p>「地域での在宅生活を支援するバックアップ機能を担う、地域生活支援入所施設として整備する。」が地域移行を進める根幹になると考える。現在、知的障害者更生施設の利用者は、そこで安定した生活を送っているため、制度の変遷により生活実態を変えるにあたっては、細やかな配慮が必要だと思う。</p> <p>ケアホーム・グループホームの数が充足されるだけでは解決できない問題を抱えている。本人を支えきれない高齢の保護者、保護者のいない方など、支援員の問題も含め、このシステムがまず一番に整備されることを望む。</p>	<p>これからの入所支援施設の果たすべき役割の中心のひとつが、「地域での在宅生活を支援するバックアップ機能」であると考えます。またバックアップ機能を十分に果たすことができるよう、区でも運営事業者を支援していきます。</p> <p>また、現在、入所施設で生活している知的障害者の方の地域移行に関しては、本人の意向を尊重した上で、家族・施設等と十分に協議し、慎重に進めていきます。また、障害者計画で示している、入所支援施設(知的障害者入所更生施設相当)の設置とあわせて、区内の知的障害者が安心して住み慣れた地域で生活ができるようなシステムの整備についても検討を進めていきます。</p>

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
区の空き施設・スペースの活用	23	グループホーム・作業所・就労移行支援事業を実施したいと考えている人達や法人が、区の空き施設・スペースを利用して実現できるようにして欲しい。	グループホームや通所施設の場の確保のために、区の空き施設や空きスペースの提供については、様々な区の計画を踏まえながら引き続き検討していきます。
事業者への補助	24	新宿区健康部では、平成19年度予算要求において、「精神障害者施設整備補助」（新規）として1施設300万円で3施設分要求しているが不足であり、移行は困難。 当施設が移行を考える上で、現在予測される施設要件を満たすためには、面積だけでも最低120～150㎡は必要。当施設が活動拠点を置く大久保地区では、少なくとも家賃約40万円～52万円と管理費（共益費）等が必要。移転には、更に保証金が4～8ヶ月分（約160万円～420万円）は必要であり、更に施設改修費（約200万円）も必要になってくる。以上から考えると1施設700万円（3施設2100万円）が妥当だと考える。	精神障害者小規模通所授産施設・精神障害者共同作業所が新体系の施設に移行するにあたり、既存施設では新体系の事業実施が困難な施設に対しては移転時の借上げに伴う初度経費の負担軽減について検討していきます。
	25	地域活動支援センターと訓練等給付を同一場所で実施するに当たり、柔軟な利用及び運営（職員配置や兼務、スペースの共用等）を認める必要がある。増大する事務処理への人件費の支援も不可欠。サービス内容の充実を図りながら、事務も遅滞なく遂行するには人的配置の充実も必須。 入居者の権利が守られ、安心して居られる家庭的環境の中で居住できる物件を探すことが難しく、区に積極的に住宅物件の提供をして欲しい。また、障害の度合いに応じて適切な支援を提供できる運営責任者の選定をして欲しい。更に、グループホーム運営の安定のため、区には財政的支援が必要であると考える。	障害福祉サービスの訓練等給付の施設・人員基準は省令で定められ東京都が指定しますので、区独自で決められません。地域生活支援事業については利用者保護に配慮しつつ柔軟に対応していきます。 区の空き施設や空きスペースの提供については、様々な区の計画を踏まえながら引き続き検討していきます。また、区立施設の指定管理者の選定に当たっては選定基準を定め、障害者支援の知識や経験のある事業者にし、決定後も評価を実施し、利用者支援を重視した選定を行います。また、グループホーム・ケアホームの安定的運営ができ、利用者も安心してサービスが受けられるよう必要な支援を行っていきます。

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
事業者への補助	26	<p>区内の精神障害者小規模作業所等の移行にあたっては、作業所への家賃補助、公的施設内への設置等、具体的な基盤整備施策として明示して欲しい。</p> <p>新制度への移行支援策として経費補助が必要。訓練等給付事業に対する事業費の補助が日割計算となったため、日々様態が変化する不安定な利用者が通所する作業所の運営は大変困難になる。安定した運営が行えるよう、また障害者の生活向上に向けて区独自の補助を実現して欲しい。</p>	<p>新体系への移行が円滑に行われるように、作業所への家賃補助や施設整備・基盤整備補助等を予定しています</p> <p>報酬の日払い方式の導入により運営が困難にならないよう、事業者に従前の報酬単価の90%を保障する激変緩和策も国から示されており、事業の安定運営を目指しています。</p>
精神障害者の介護保険サービス利用	27	<p>精神障害者の中には、長期にわたる精神病薬の服用の影響から、40才代から50才代にかけて著しく身体機能の低下が見受けられる人達がいる。そのような人達も長く地域生活が営めるように介護予防などの観点から、介護保険施設の早期利用、ホームヘルパーの利用時間の延長等を計画に盛り込んで欲しい。</p>	<p>介護保険サービス受給者は、特定疾病を持つ40歳以上の方及び65歳以上の方と規定されており、ご意見の精神障害者が上記要件に該当する場合は、受給対象者となりますが、要件を満たさない場合は、介護保険サービスの早期利用は困難です。</p> <p>精神障害により家事等の支援が必要な方は、障害者自立支援法の居宅介護や同法の地域生活支援事業の生活サポートをご利用いただけます。</p>
訪問系サービスの従事者人員等数値目標	28	<p>障害者に対するホームヘルパー・ガイドヘルパーの人数が明示されていない。平成18年度の当該人数を早急に調査し、明示して欲しい。また、平成20年度に向けて更に障害種別に各何名ずつ増員するのか計画目標値を示して欲しい。</p>	<p>ホームヘルプサービスを行う事業者は、社会福祉法人、NPOの非営利法人及び株式会社等の営利法人で民間事業者です。</p> <p>ヘルパーは、障害者・高齢者の区別無くホームヘルプを行っていたり、複数の事業所に登録しているので、障害種別ごとの人数調査、増員目標数値の設定は困難です。</p>

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
障害特性に応じた訪問系サービスの提供	29	<p>訪問系サービスは、地域生活移行及びその継続のために、大変重要なサービスである。もっと、ヘルパーに障害者についての介護方法の知識を学んで欲しい。</p> <p>ここでいう研修とは、区が主催し直接実施する研修なのか、委託なのか、委託であればどこに委託するのか、その研修はいかなるものが、明確に示して欲しい。</p> <p>入所施設や病院からの地域生活移行により、訪問系サービスのニーズ増加が見込まれる。長期入所・入院者は社会生活能力が格段に低下していることが推測される。それらの人々に対応可能な訪問サービスの質の向上の具体策について明示して欲しい。</p>	<p>区では、事業者に登録しているヘルパー向けスキルアップ研修会を実施しています。内容は障害理解についての講義と実習を組み合わせたものです。今後、より多くのヘルパーの方に受講していただけるように、内容や実施形態を検討していきます。</p>
精神障害者ショートステイ事業	30	<p>精神障害に関連して言うならば、退院促進のために救護施設・更生施設等でのショートステイの実施を検討すべきではないか。そのために、医療機関、宿泊施設、作業所、診療所、グループホーム等関係機関での連携を強化する取組みを求め。</p>	<p>精神障害者の地域移行については、課題も多く、新体系のサービス基盤も整っていない分野です。今後退院促進で地域移行なされる方への受け入れ環境を充実させていく必要があります。都の中部総合精神保健福祉センターにおいては、社会復帰病室やホステル（生活訓練施設）休息入院事業（地域支援型短期入院）、一時入所事業を実施しています。</p> <p>しかし、受け入れ人数に限りがあることから、今後、区の地域生活支援事業とすべき事業であるのか、広域的な観点で事業実施すべき事業であるのか等の検討をしてまいります。また、入院期間が長期に渡る方への対応として、地域移行型グループホーム等との役割分担も検討してまいります。なお、退院促進者等については、障害程度区分認定がなされていないことなどから、必要な支援内容の分析が現時点では難しい状況にあります。</p>

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
<p>成年後見制度支援事業・権利擁護制度の充実</p>	<p>31</p>	<p>成年後見制度について経費等の一部補助、社会福祉協議会に委託して実施とあるが、現在の形は保護者の負担が非常に大きく、また、社会福祉協議会での受け入れが高齢者から障害者まで多岐にわたっており、これからのニーズ増加に対応できるのか不安。負担の軽減、窓口の充実、利用しやすさを配慮して欲しい。</p>	<p>区では、平成19年4月から新宿区社会福祉協議会へ「成年後見制度推進機関」の設置及び運営の委託をし、成年後見人等の支援、地域ネットワークの活用や相談支援の充実に努めていきます。運営については同協議会との連携や取り組みへの支援を強めていくこととします。また、申立人のいない人については区長申し立てを行い、一定の要件にあてはまる方を対象に新たに後見人等の報酬助成を行い、負担の軽減措置を図ります。</p>
		<p>成年後見事業を、NPO法人にも受託する枠を広げて頂きたい。これから増えるであろう対象者に対して、新宿区社会福祉協議会のみでは対応が不十分ではないかと思われる。</p>	<p>新宿区社会福祉協議会では、平成11年10月から地域福祉権利擁護事業を実施し、また成年後見制度の相談も行っています。事業の実施について蓄積がある同協議会に委託することが最も利用者の利便に資するとともに、効率的に事業が行えるものと考えます。</p>
		<p>権利擁護制度を充実して欲しい。</p>	<p>新宿区では、平成19年4月から社会福祉協議会へ「成年後見制度推進機関」の設置及び運営を委託し、同協議会が実施している「地域福祉権利擁護事業」とも連携して判断能力が十分でない人の意思を尊重した自立を支援する仕組みの充実に努めます。また、様々な権利侵害の予防のため、障害者に対する地域の理解を深め、協力体制を構築する啓発活動も行っています。なお、消費生活センターでは悪質商法の被害相談等の窓口を設けて被害回復に取り組んでいます。</p>

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方	
相談窓口・体制の充実	32	<p>社会福祉の領域において相談は大変重要。相談窓口の増加、拡大の数値目標を明示して欲しい。</p>	<p>現在の相談窓口としては、新宿区福祉部障害者福祉課、区立あゆみの家及びこども発達センター、区立障害者福祉センター、健康部予防課、健康部各保健センター（4所）、民間の指定相談支援事業者があります。本障害福祉計画においては、相談窓口の箇所数増の目標は定めず、各相談窓口のネットワーク化を推進し、より質の高い相談支援体制の整備を進めていきます。そのために、学識経験者、障害者団体代表者等からなる自立支援協議会を設置し中立、公平な相談支援事業の実施のほかに、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進していきます。また、相談件数の推移を踏まえながら支援体制の充実を図っていきます。</p>	
		<p>精神障害者本人への対策はもちろん、その家族や地域住民（子どもからお年寄りまで）への心の問題の支援策を充実して欲しい。保健センター4ヶ所では足りず、もっと身近な場所（例；スーパーやコンビニなど日常的なところで、いつでも気軽に自由に誰もが相談できる場所など）を設置して欲しい。</p>		
	33	<p>権利擁護や財産が関係する問題、治療への導入に関する相談等、民間でなく公的な機関での対応が必要な場合が多くある。保健センター保健師、福祉事務所ケースワーカーを増員し、支援を拡充する必要がある。</p>	<p>障害者自身が困ったときにSOSが出せる場が必要。諸サービス活用のための動機付けや、つないでいく機能や諸サービスを障害者が組み合わせて活用できるような支援も必要。これらの機能が活かされる「場」が必要であり、そこには障害者の主体的な動きを見守り、SOSに柔軟に常時対応できる人的体制の必要性を明記すべきである。</p>	<p>相談支援の質の充実を目指していきます。地域活動支援センターにおいては、1年365日無休で相談に対応する体制で事業実施にあたっています。相談時間についても、午後8時まで門戸を開きできる限りの緊急対応を目指しています。</p>
精神障害者関連諸施設との連携	34	<p>既存の入所施設、救護施設、更生施設を多数の精神障害者が利用している現状を鑑み、これらの施設との連携を如何に取るか具体策を明示して欲しい。</p>	<p>法施行以降、更生施設や救護施設からグループホーム利用に繋がった方、訓練等給付に繋がった方がいます。更生施設の相談員等から相談を受け、支給決定、サービス利用に至っています。各施設の相談員と連携を図りつつ利用者が混乱しないよう努めていきます。</p>	

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の充実	35	<p>知的障害者・精神障害者の賃貸契約時の支援について触れているが、視力障害者や車イス等を利用する身体障害者への居住サポートも行って欲しい。</p>	<p>視力障害者等を含む身体障害者を対象とした住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を、平成19年4月から区立障害者福祉センターで実施します。また、高齢者を公的保証人制度の対象者としている制度に障害者も加えて欲しいと言う要望は大きい。ため、今後公的保証人制度の拡充を検討します。障害者であることを理由に入居を断られるという実態はあると思いますが、地域に障害の知識の普及啓発や、交流等を通じて障害者に関する正しい理解の促進に努めていきます。</p>
		<p>精神障害は、対人関係の障害。周囲の物音や近隣からの見られ方、見知らぬ人におびえて不安定になりやすいので、防犯及び防音設備の整った住環境は重要である。また、民間住宅を借りやすくする公的なバックアップ体制を示す必要がある。</p>	
		<p>視力障害者だから火災等の心配がある等の理由で、家主又は隣人から居住拒否される問題が多発している。視力障害者は人一倍気をつけて努力しているので、区は保証人や住宅供給に対応して欲しい。</p>	
		<p>住居入居等支援事業は、地域生活移行のために大変重要なものと考えられる。現在、高齢者に限定されている新宿区の入居支援事業（家賃等債務保証制度）を障害者にも拡大して欲しい。</p>	
		<p>公的保証人制度を早急に確立して欲しい。</p>	
		<p>転居先を探す時に最大の問題は、「精神障害者である」ことを理由にして入居を断わる不動産業者や家主が圧倒的に多いことである。そのため、実際にはクローズ状態（精神障害者であることを明かさない）で契約することがほとんどである。このため、グループホームの関係者は直接不動産会社や家主と交渉することは難しい。入居の際の公的保証人の制度を障害者にも拡大することを計画に盛り込んで欲しい。</p>	

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
日中一時支援事業への事業者支援	36	障害児者の「一時支援事業」は、長期休暇や週末に安定した生活を過ごせるためにも、早期立上げが可能となるように、区としてバックアップして欲しい。	
身体障害児等タイムケア事業の設置	37	タイムケア事業の対象者に身体障害者も加えて欲しい。	障害児等の日中一時支援の一事業として、平成19年6月から、「障害児等タイムケア事業」を開始する予定です。当事業は、障害を持つ小・中・高校生を対象に放課後や学校が休みの間の活動の場を提供し、障害児等を持つ親の就労支援と障害児を日常的にケアしている家族の一時的な休息等を目的として行うものです。区としては、事業を始める事業所への運営助成と空き施設の提供を行います。当面は、知的障害児の親の会が運営する事業所が実施するため、対象者は主に知的障害児・者ですが、身体障害児の利用要望も見据えた上で、今後、実施事業所の開拓や運営助成等を検討していきます。
障害児等が通える場所作り	38	障害児が行ける場所作りをして欲しい。 平日などに、健常児と違いどこにも行けるわけではないので、障害者用の児童館などがあると嬉しい。	児童館の身体障害児利用については、安全な利用をしていただくため、介助が必要な児童については介助者の付き添いをお願いしています。設備面では、施設の改修時に、バリアフリー化を進めていきます。
児童館における肢体不自由児の学童保育	39	肢体不自由児でも、児童館で預けられるシステムを作って欲しい。 (中3くらいまで)	学童保育については、障害を持つお子さんは、小学校6年生まで利用できます。利用に際して必要な改修はその都度、可能な範囲で行っています。
	40	負担感の大きい通所、在宅サービスの負担上限の引き下げや、作業所の利用者負担を軽減するようにして欲しい。	

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
利用者負担について	41	障害者自立支援法の応益負担の軽減	<p>利用者負担共通回答</p> <p>利用者負担のあり方について様々なご意見をいただきました。区では障害者自立支援法の趣旨に基づき自立支援給付、地域生活支援事業ともに1割の定率負担を原則とし月額上限額を設定した上で、新宿区の地域の実情にそった区独自の負担軽減策を講じてまいりました。</p> <p>今後更に、国の施策として新たに加わった負担軽減策を実施するとともに、区として地域の障害者の状況を踏まえ、既に実施している施策に加え、更なる区独自の負担軽減策を平成19年4月1日から実施します。</p> <p>負担軽減策の内容は別紙を参照ください。</p>
	42	障害者自立支援法は、障害者が働けば働くほど負担が増えてしまい、「自立」するための法律とは思えない。	
	43	<p>一種一級の重度障害者であるが、居宅介護サービスの一割負担を行うことで、新たに2万円以上の出費が増えた。財政状況から考え、自己負担が必要なことは、十分理解しているつもりであるが、実際に、家計が大変厳しくなった。せめて、初年度は1万円程度、2年目は1.5万円程度と段階的に上限を拡大し、5年後位に現在の最高負担限度に徐々に移行するようにして欲しかった。出費が増える一方で収入増が見込めない現行制度は、障害者の自立をますます遠ざけるものだ。</p>	
	44	<p>日常生活用具給付事業における自己負担1割を無料にして欲しい。盲ろう者が生活するために、日常生活用具（ピンディスプレイ、点字出力用プリンター等）は必要なものである。これらを揃えるには莫大な費用がかかり、自己負担が大きい。</p>	
	45	<p>知的障害者は自分で交友関係を築いて行くのが苦手であり、誰かの支援が必要である。移動支援の利用者負担の10%は、自分の収入だけで頑張っている者にとっては大きな負担である。</p>	

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
利用者負担について	46	<p>新宿区では、急激な利用者負担の増加を緩和するために障害福祉サービス、補装具、地域生活支援事業の一部で自己負担の軽減策を実施しているが、更に軽減策を検討して欲しい。</p> <p>介護給付・訓練等給付の1割負担については、東京都の打出した軽減策以上の区独自の軽減策を実施して欲しい。</p> <p>訓練等給付の就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、介護給付の生活介護、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の利用料は、全額区の負担として欲しい。障害者本人が得る工賃よりも利用料が高いという状況が生じ、利用者の社会的・経済的自立の意欲をそぐものとなっている。</p>	<p>利用者負担共通回答</p> <p>利用者負担のあり方について様々なご意見をいただきました。区では障害者自立支援法の趣旨に基づき自立支援給付、地域生活支援事業ともに1割の定率負担を原則とし月額上限額を設定した上で、新宿区の地域の実情にそった区独自の負担軽減策を講じてまいりました。</p> <p>今後更に、国の施策として新たに加わった負担軽減策を実施するとともに、区として地域の障害者の状況を踏まえ、既に実施している施策に加え、更なる区独自の負担軽減策を平成19年4月1日から実施します。</p> <p>負担軽減策の内容は別紙を参照ください。</p>
	47	利用者負担を期間限定（3年）ではなく、家庭により見直して欲しい。	
	48	日常生活用具給付事業における自己負担を応能負担にして欲しい。	
	49	移動支援事業の自己負担は、所得に応じた上限額を設定して欲しい。本人所得で判断し、月15時間までを無料として欲しい。	
	50	地域活動支援センターでの活動は、無料として欲しい。	
	51	「利用者負担・自己負担」の在り方をただちに抜本的に見直し、障害者福祉・医療サービスの必要な人へ十分なサービス提供を行えるよう、改善を行うべき。	
	52	区民にとって最も身近な自治体である区は、減免制度の更なる拡充、無料化の推進を図ることを計画に明記すべきである。また、所得の基準を家族単位でなく、本人単位として、定率負担ではなく応能負担とするように国に求めることを計画に明示して欲しい。	
53	障害者自立支援法の所得認定に当たっては、当人の所得だけを収入認定して欲しい。		

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
利用者負担について	54	<p>定率負担の算定根拠には、同一世帯の家族の所得も含まれる。障害者に負担を求めることは反対しないが、本人の所得能力以上に負担を求めることは間違っている。本人のみの所得で算定し、応能負担とするように国に要望して欲しい。</p>	<p>利用者負担共通回答</p> <p>利用者負担のあり方について様々なご意見をいただきました。区では障害者自立支援法の趣旨に基づき自立支援給付、地域生活支援事業ともに1割の定率負担を原則とし月額上限額を設定した上で、新宿区の地域の実情にそった区独自の負担軽減策を講じてまいりました。今後更に、国の施策として新たに加わった負担軽減策を実施するとともに、区として地域の障害者の状況を踏まえ、既に実施している施策に加え、更なる区独自の負担軽減策を平成19年4月1日から実施します。</p> <p>負担軽減策の内容は別紙を参照ください。</p>
利用者負担（補装具）	55	<p>重度脳性麻痺の子を持つ親であるが、所得制限から手当も医療費助成も受けていない。</p> <p>居宅介護については、従前は、世帯の所得により、制度を利用しない方が自己負担が軽いと聞き、個人で対応し、制度を利用していなかった。しかし、制度改正後は1割負担になり、ようやく平等になったと感じている。これからは、利用していこうと考えている。</p> <p>しかし、補装具費については、厳しい所得制限がかかり、全額負担（制度対象外）となってしまった。まだ、成長途上にある場合、体の変化に応じて補装具を変えていく必要があり、その費用全額を現金で支払っていくことは大変である。また、全額負担の場合、医師の診断書は不要であり、業者と直接交渉することとなるため、お互いに不安なことも多くある。</p> <p>小・中学校の義務教育であるにも関わらず、学校での生活・訓練等に必要な用具についても、学校に対して全額負担となり、親の負担は大きくなる。義務教育卒業くらいまでは、1割負担で親の所得制限なしにして欲しい。せめて、3割負担などの公的補助をして欲しい。</p> <p>子ども達が、平等に障害を持っていてもできる限り普通の生活・教育を受けられるようにして欲しい。</p>	<p>補装具費は、平成18年10月の障害者自立支援法の最終施行で、障害者又は障害者の属する他の世帯員の特別区民税所得割額が、50万円以上の場合には給付の対象外とされています。</p> <p>しかしながら、補装具は身体障害者の方々にとっては、身体の欠損又は損なわれた機能を補完・代替するもので、必要不可欠なものです。</p> <p>そこで、平成19年3月までは、特別区民税非課税世帯の方は自己負担率10%を3%に軽減していますが、19年4月から21年3月までの期間については、特別区民税課税世帯（一般世帯）の方及び補装具費給付対象外の方について、自己負担率3%に軽減することを実施します。</p> <p>なお、介護給付費等で実施される負担上限月額軽減措置（1/4軽減）は、補装具費には適用しません。</p>

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
所得保障の国への要望	56	障害者に応分負担を求める前に、障害者の所得保障を確立することが急務。 障害者自立支援法の成立時、参議院が3年以内に障害者の所得保障を検討するよう求めている。国に対して障害者の所得保障を確立するよう強く求めて欲しい。その旨を計画に明示して欲しい。	ご指摘の件については、障害者自立支援法成立時に国会で付帯決議されており、今後の推移を見守りつつ、国に対し必要な要望を行っていきます。
障害福祉サービスの必要量見込みの推計	57	新宿区という地域特性を十分に勘案した見込量を設定して欲しい。 新宿区は、企業・病院・行政機関・外国人等が集まった地域であるため、サービスの必要量見込みは、他の自治体と同じ考え方では対応できないと推察する。サービスを要する障害者に普く提供できる見込量の算定をして欲しい。また、算出の根拠を示して欲しい。	新宿区の特性に配慮した必要なサービス見込み量を設定してしまします。
障害者の「自立」に関する意識調査・実態調査の実施	58	障害者本人と家族が「自立」について何を求めているのか、意識調査及び日常生活についての実態意向調査を行って欲しい。その結果を「新宿区障害者計画」「新宿区障害福祉計画」に反映して欲しい。 先日、新宿区障害者福祉課が行った「新宿区障害者施設利用者意向調査」の結果分析がどのように中間まとめに取り入れられたかの説明が不十分である。	近年の障害者をとりまく環境の変化の中での、障害者の実態・意向を把握するために、平成19年度中に調査を行う予定で、調査結果を今後の障害者計画・次期障害福祉計画策定のための基礎資料とします。 また、平成18年度に実施した「新宿区障害者施設利用者調査」「新宿区障害者団体意向調査」「精神障害者事業者向け調査」「精神障害者に対する障害福祉計画策定基礎調査」での意見・結果を踏まえ障害福祉計画の策定を行いました。
三障害一元化の理念	59	精神障害は見えない。身体障害は見える。それを一元化するとあるが、それは無理なことではないか？	障害者自立支援法の趣旨として、三障害一元化の意味するところは、障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なもととするために障害の種別（三障害）にかかわらず、障害のある人が必要とする共通のサービスを利用できるよう、サービスを利用する仕組みを一元化することを指しています。 個々の利用者に対しては、障害特性に応じたサービスを提供していきます。

障害福祉計画に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
<p>家族への支援</p>	<p>60</p>	<p>当事者の自立生活の保障とともに、家族と地域で生活していくための条件の整備、この点では当事者支援に加えた「家族支援」の具体的支援策の創設が必要。 母子家庭・父子家庭に対するサービスを充実させて欲しい。 障害者の通院、学校送迎などがあり、生活を維持するために仕事をすることがとても難しい。預ける場所もなく、働くためにヘルパーに頼むが、費用負担があり、何のために働いているのかわからない。</p>	<p>現在実施している移動支援事業では、支援費制度の外出介護の制限を緩和し、家族の状況を十分に勘案した上で、真に必要と認められる場合には、学校の送迎についても、サービスを提供しています。 また平成19年度からは障害児等タイムケア事業を実施し、障害のある小、中・高校生の放課後の活動の場の確保と保護者の就労の支援を図ります。 利用者負担に関しては、平成19年4月から、国が更なる軽減策を実施し、区も独自の軽減策を実施します。</p>
<p>障害者地域自立生活支援センターの開設 体験型ケアホーム・グループホームの開設</p>	<p>61</p>	<p>新宿区内に、24時間365日対応可能な障害者自立生活支援センターを開設し、区内施設・各事業所が連携し協働できるシステムを作りたい。また、体験型ケアホーム・グループホームを開設したい。そして、地域移行、自立生活を支援（訓練）するための、家族も泊まれる全個室型ケアホーム・グループホームの開設を、障害福祉計画に盛り込んで欲しい。 知的障害者の保護者から離れて地域生活へ移行すること、また、地方の入所施設に暮らしながら、生まれ育った新宿区への復帰を希望している人達の地域での受け入れ準備が必要である。 また、地域でご家族と暮らしながら、就労や通所施設に通所している人たちの地域生活が、家族の疲労や高齢化や病気などによって脅かされてきている。この現状を踏まえて、障害者自立支援法の理念に従い、協働と街づくりを行い、地域で支えていく方向を目指すのが、新宿区の障害福祉計画の真価が問われる。</p>	<p>地方の入所施設から、生まれ育った新宿区での地域生活に移行することを希望されている方、ご家族等介護者の高齢化に伴い家族から独立して地域生活を送ることを希望されている方など、多様なニーズや状況を抱えた障害者の方々に対して、これまで地道に積み重ねてきた基盤を生かし、また、今後建設が予定されている地域での在宅生活を支援するバックアップ機能を担う、地域生活支援型入所施設により、きめ細かく対応できるサービス提供体制の構築をめざしています。 また、来年度には障害者生活実態調査により、区民ニーズの調査と、必要なサービスの方向性や量を測ります。 ケアホーム・グループホームの形態についても併せて検討していきます。</p>

個々の事業等に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区のお考え方
精神障害者の退院促進策	62	居住サポート事業を実施し、公営住宅・民間賃貸住宅の入居促進を図るが、長期間入院生活を続けてきた精神障害者の地域生活には、訓練の場が必要。精神障害者のための地域生活への移行をスムーズにするために日々の生活を練習する場を確保して自立生活を繰り返し経験できる場を確保して欲しい。また、医療機関、宿泊施設、作業所、診療所、グループホーム等関係機関での連携を強化するシステムを作って欲しい。	長期入院していた人が地域生活へ移行するためには関係機関が連携して支援していく必要がありますので、区としても連携システムを構築して支援していきます。
居住系サービスの試用の仕組み	63	グループホームなどの居住系サービスを試しに利用することができる仕組みを作って欲しい。	グループホームに短期宿泊利用等の制度がありません。暫定利用者の出入りは、他の入居者への影響もあり、現行の制度を変更する予定はありません。お互いによく理解し納得した上で利用契約を結んでください。
精神障害者グループホーム利用者への家賃補助実施	64	精神障害者のグループホームに入居する低所得者（生活保護受給者以外）に対し、家賃補助をして欲しい。	・家賃については原則自己負担とされているものですが、低所得者に配慮した支援策を区としても実施していく予定です。
利用者の状態にあわせたサービス提供	65	年齢や状態により就労困難な当事者や生活保護受給者も、生活にハリを持てるような活動の場やサービスが欲しい。	利用者の状況に応じて様々なサービスを組み合わせさせていただき、地域で安心して自立した生活が送れるように、日中活動の場の提供など様々な支援を実施していきます。
「試し訓練」の予算化	66	生活保護受給者や更生施設等に居住している精神障害者も、それぞれのペースにあった就労を模索していくことが、今後更に重要となる。就労前評価として作業所を利用した「試し訓練」とも言うべき試みが、各作業所で自主事業的に行われている。生活及び就労能力の査定に時間をかけることは就労支援の観点から不可欠。	法内事業である、就労継続支援や就労移行支援を利用していただきながら、ご本人のペースにあった就労を模索していただきたいと思えます。
就労センターの拡充	67	就労センター「街」のように、健常者との関わりが深い施設を増やして欲しい。医療機関に当該施設があることを広く周知し、社会復帰への機会を増やして欲しい。	区としても障害者施設が健常者と関わりの深い施設になるよう普及啓発に努めていくとともに、障害者施設を区民及び医療機関等関係機関に周知していきます。

個々の事業等に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の方 考 え 方
ジョブコーチの設置	68	就労を継続するために、問題が発生した時に、すぐに対応してくれる機関と、個々の特性に応じて、一貫した支援ができるようなジョブコーチの設置をして欲しい。	障害者就労支援事業においては、養護学校卒業生や企業からの離職者など、区内作業所等に所属した経験のない方に対しても、就労継続への支援を行っています。企業就労者が増加すればするだけこの事業の果たす役割が増大していくものと認識しています。また、平成19年度からは「企業就労障害者の溜まり場事業」を開始し、メンタルな面などのサポート体制を充実するなど、幅広い支援体制の構築を目指します。
就労支援と生活支援	69	障害者にはきめ細かい就労支援と就労を継続するための生活全般に対する継続的な支援が必要。支援の体制をしっかりと整備していただきたいと思う。また、就労支援の数値目標にとらわれず、本人の状況などの充分配慮いただき施策を進めて欲しい。	・利用者の状況に応じた個別支援計画に基づき、様々なサービスを組み合わせたいと考えています。そのために区としても新体系のサービスの基盤整備支援に努めていきます。
	70	就労継続には生活支援が不可欠だが、地域生活と就労は必ずしも一体ではない。生活と就労を常にセットで考えることに危険性を感じる。精神障害者にとって就労支援の整備は重要なことであるが、就労以外の社会参加の機会を同時に整備し、保障することは更に重要と考える。	・就労も障害者自立支援法の柱の一つではありますが、障害者のそれぞれの状態に応じた自立をめざし、地域で安心して暮らせる社会の実現をめざしています。
ピアカウンセラー養成費用の補助	71	ピアカウンセリングの実施にあたり、ピアカウンセラーを養成するために、訓練費用として一人5～6万円を補助して欲しい。また、当事者間相互のサポート体制整備のため、申請により年間の活動支援金を当事者グループに支給して欲しい。	東京都心身障害者福祉センターにおいてピアカウンセリング養成講座が、実施されています。講座への受講経費は1万円です。今後、ピアカウンセラーの養成需要を見守りながら養成講座受講助成については、検討していきます。
居宅介護の内容	72	ホームヘルプは、掃除と洗濯を重視して欲しい。	ホームヘルプサービス（居宅介護）は、身体介護と家事援助が主なサービス内容です。掃除、洗濯は家事援助に該当し、利用者と事業者との契約に基づき具体的なサービスの内容を決めることができます。

個々の事業等に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
居宅介護の支給量	73	ヘルパーの必要量を決められてしまうと、仕事ができなくなってしまう。個別に必要量を考慮して欲しい。	サービスの支給量については、支給基準に照らし、支給決定を行っています。また、個別の事情については、勘案事項等に配慮し支給決定を行っています。
小学生のショートステイ利用	74	小学生から、あゆみの家などのショートステイを利用できるようにして欲しい。	現在、ショートステイ事業は区立障害者福祉センター、区立生活実習所、区立あゆみの家で行っています。小学生のショートステイについては、知的障害児については区立新宿生活実習所において受入をしています。対象者の拡大については、設備面・技術面の検討を行っていきます。
相談機関等による親・当事者への支援・情報提供	75	相談機関、通所施設、関係機関による高齢の親とその子どもへの支援の在り方の検討と緊急時の対応についてのわかりやすい情報提供をして欲しい。	相談支援の質の向上を重要課題とし、分かりやすい情報提供を目指します。また、利用者や家族が制度を正しく理解できるように資料（パンフレット類）の工夫や、説明会の充実をはかり制度周知に努めていきます。
		わかりやすい制度の検討と、個々のサービスについてのわかりやすい情報提供が必要	
相談員研修体制の整備	76	高質かつ有効な相談体制の持続のため、相談員への研修実施が不可欠。相談員研修体制の整備の中で、新宿区の地域特性に配慮した区独自研修の充実を図って欲しい。そのために、関係団体を構成員とする「新宿区相談研修委員会」（仮称）等の創設を図って欲しい。	相談員サービス管理責任者については、東京都においても、各種の研修等が企画されています。地域の特性を織り込んだ相談員研修の実施については、地域自立支援協議会での地域の相談支援体制ネットワークの構築に向けた協議と併せて検討していきます。

個々の事業等に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区のお考え方
手話通訳設置事業の拡大	77	<p>手話通訳設置事業を新設し、手話通訳者の新規採用・配置を要望する。</p> <p>「1. いつでも2. どこでも3. どんな時(場合)でも」というのが、聴覚障害者の手話通訳派遣への要望である。現在区が行っている事業は、この3つの要望を満たしていない。</p>	<p>手話通訳について現在区では、毎週金曜日13:00～17:00に、区役所本庁舎1階ロビーに1名の手話通訳者を配置する手話通訳者本庁配置事業及び個別のご利用者の申込に応じ、手話通訳者を派遣する手話通訳者派遣事業を実施しています。また、平成19年4月からは、現在東京都が手話通訳等派遣センターに委託している手話通訳者派遣を、区の事業として実施する予定です。手話通訳者を常時配置することについては、現在の利用状況を鑑み考えていません。</p>
手話通訳設置事業の拡大		<p>現在、毎週金曜日13:00～17:00、区役所窓口到手話通訳者が設置されており、聴覚障害者の方々に喜ばれている。しかし、現在の制限内での利用は、大変不自由であるため、いつでも安心して区役所を利用するために、常時、区役所窓口到手話通訳設置をして欲しい。</p>	<p>現在、毎週金曜日13:00～17:00に、区役所本庁舎1階ロビーに1名の手話通訳者を配置し、来庁される手話通訳が必要なお客様のご要望に応じて、また、庁内各窓口からの要請に応じ、各窓口で手話通訳を実施しております。平成17年度の一回あたりの利用者数は平均1.8名、平成18年度の一回あたりの平均ご利用者数は、3.8名(12月末現在)であり、現時点では配置日時を増やす考えはありません。今後も配置事業の周知を図っていきます。</p>
手話通訳派遣上限時間の撤廃	78	<p>地域で豊かに生活する時にコミュニケーション保障は何よりも必要。「聴覚障害者一人あたり一ヶ月間に16時間までの手話通訳依頼の上限枠撤廃」をして欲しい。他22区との比較をしたところ、新宿区はコミュニケーション支援事業の水準が極めて低い。</p>	<p>現在、新宿区の手話通訳者派遣は過去の利用実績の状況及び必要な時に確実に手話通訳者を派遣できるようにするため、緊急等やむを得ない場合を除き、利用時間は月に16時間までとしています。</p> <p>また、東京都が平成19年3月まで実施している手話通訳者派遣事業については、4月以降は新宿区の地域生活支援事業として実施します。これに伴い、平成19年4月からの手話通訳者派遣は、従前から区が実施していた派遣事業と、東京都が実施していた派遣事業をあわせて、一ヶ月に40時間まで拡大します。</p>

個々の事業等に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区のお考え方
地域生活支援事業 手話講習会・昼の クラスの開設	79	<p>新宿区手話講習会の昼に「初級」「中級」「上級」「手話通訳養成クラス」を開設して欲しい。</p> <p>昼には、開設されていないため、子育て中の母親や主婦の方々には夜間外出ができず、夜の手話講習会に通えないという嘆願が多い。手話通訳者の育成に不十分な面があり、平日、昼に派遣する登録手話通訳者が不足している。「手話通訳養成クラス」(夜)の継続もして欲しい。</p>	<p>区では、障害者福祉センターにおいて、毎週火曜日の夜間(午後6時30分から午後8時30分)に、手話講習会を実施しております。従前より実施している「初級」「中級」「上級」コースに加え、平成17年度から上級コース修了者を対象に、新宿区の手話通訳者派遣事業に従事する登録手話通訳者を養成するため、「手話通訳コース」を開始しました。同コースは平成19年度以降も引き続き実施します。</p> <p>昼間における手話講習会の実施については、実施体制や実施場所を含め、実施の必要性の有無を検討していきます。</p>
手話講習会・「中 途失聴・難聴者ク ラス」の開設	80	<p>新宿区手話講習会の昼・夜に「中途失聴・難聴者クラス」を開設して欲しい。</p> <p>現在、当協会では、高齢による難聴者やストレス等により失聴された方々が入会している。しかし、手話によるコミュニケーションが不可能なため、手話技術の取得をし、聴覚障害者との円滑なコミュニケーションが図られ、情報交換・共有や交流を深めていく必要がある。</p>	<p>該当者の方々の意向や状況を把握したうえ、中途失聴・難聴者の方のコミュニケーションのために有用な手段について検討していきます。</p>
要約筆記奉仕員養 成講習会の開設	81	<p>高齢難聴者・中途難聴者等のための要約筆記奉仕員養成講習会を開設して欲しい。</p> <p>高齢による難聴者やストレス等により失聴された方々は、手話によるコミュニケーションが不可能なため、意思疎通できるものがなく、本人の隣にノートテイカーを置き、手話通訳者が筆記によって協力をしていただいているが、手話通訳者の作業負担は大きく不便である。</p>	<p>要約筆記者の派遣は、平成19年度から区の事業として個人の聴覚障害者に対して実施します。要約筆記者は、東京都で養成及び登録を行っている方を派遣します。区において講習会を実施する必要性については、利用実績等を踏まえて判断していきます。</p>

個々の事業等に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区のお考え方
東京都手話通訳等派遣センターとの契約	82	<p>専門性や高度な技術を要する場合、東京手話通訳等派遣センターとの手話通訳に関する契約締結をして欲しい。</p> <p>現在、区内で、区登録通訳者が担う通訳内容は、「教育に関する事、社会参加に関する事、地域に関する事」（新宿区手話通訳者派遣事業実施要綱）になっている。また、「警察・司法・労働・権利保持に関する事項、重度の医療通訳」については、東京手話通訳等派遣センターに依頼することとなっている。平成17年度の派遣依頼件数は、区が327件、都が262件であり、都への派遣依頼も多い。東京都手話通訳派遣センターでは、「聴覚障害者個</p>	<p>現在、東京都が東京手話通訳等派遣センターへ委託して実施している手話通訳者派遣については、高度あるいは専門的な内容にも対応するため、今後も実施することが必要であると考えています。平成19年度からは新宿区の地域生活支援事業として、必要な条件を満たす事業者へ委託を行い、継続して実施していきます。</p>
広報ビデオへの手話通訳のワイプ・字幕	83	<p>区から発行される広報ビデオに、手話通訳のワイプ及び字幕を付けて欲しい。</p> <p>現状では、区政の状況・情報などの理解が得られず、聴覚障害者への情報伝達できていない。これでは、「社会への完全参加と平等」と言えない。</p>	<p>現在制作している広報ビデオでは通訳のワイプ・字幕はありません。来年度以降制作するビデオについて、通訳のワイプ又は字幕を付けるよう検討していきます。</p>
ケーブルテレビを活用した情報提供	84	<p>その他の区政情報や区主催行事などの情報をケーブルテレビなどに利用して放送を行って欲しい。</p>	<p>新宿区内では、（財）東京ケーブルビジョン、（株）ケーブルテレビジョン東京という2の事業者がケーブルテレビ事業を行っています。区ではいずれの事業者にもイベントなどの区政情報を提供し、テロップで放送しています。</p> <p>（財）東京ケーブルビジョンは毎日午前9時～午前0時までの間、（株）ケーブルテレビジョン東京は毎日午前10時45分～、午後0時45分～、午後7時45分～、午後10時45分～にそれぞれのコミュニティチャンネルで放送しています。</p> <p>今後もケーブルテレビを活用した区や地域の情報発信をさらに充実させるよう検討し</p>

個々の事業等に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区のお考え方
生活サポート事業の対象者拡大	85	「非該当」の精神障害者を対象としているようだが、障害程度区分が認定された障害者でも、生活サポートが必要な者が利用できるようにしてほしい。（精神障害者、ケアホーム・グループホームで生活している障害者など）	生活サポート事業の対象者は、身体・知的・精神障害者の方です。障害程度区分が「非該当」の方を対象とする「家事援助サービス」と程度区分にかかわらず必要な方全てが利用できる「家事訓練サービス」があります。
移動支援事業 支給基準の拡大	86	新宿区立障害者センターの機能訓練事業や講座講習事業に通う障害者が、自宅とセンターの間の移動支援を必要とするとき、年齢に関らずホームヘルパーを利用できるようにしてほしい。	「移動支援」の対象者は重度視覚障害者、知的障害者、全身性障害者及び精神障害者です。年齢による規定は設けていません。要件に該当すれば年齢に関係なく、ご意見のケースでは移動支援が受けられます。
	87	各自治体により支給量・限度額・緊急時移動支援対応策・役員活動として行政関係への移動に対して、別枠支給量・限度対応策に格差がある。利便性に配慮し、区独自の支援対策として支給水準を上げてほしい。 自分達で発信することが難しい知的障害者の現状を理解し、社会参加の訓練のためにも、移動支援を利用できるよう配慮してほしい。	地域生活支援事業は各自治体によって、支給決定基準を定めています。支給量については個々人の要望を伺い、状況に応じて勘案し、決定していますので個別にご相談下さい。 また、知的障害者は移動支援の対象者になっており、社会参加その他の外出等にご利用いただけます。
日常生活用具給付事業の品目拡大	88	テレビ電話の給付・無料貸し出しをしてほしい。	日常生活用具の中に、聴覚障害者用通信装置として、ご自宅のテレビにテレビ電話と同様の機能を持たせる製品があります また、費用については日常生活用具給付等事業の仕組みの中でご負担いただいています。
補装具耐用年数の見直し	89	補装具の耐用年数を短くしてほしい。	補装具の耐用年数は、障害者自立支援法に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」で定められております。 また、医師の診断書により障害状況の変化等が確認された場合は、耐用年数が経過していない場合でも新しい補装具へ変更することができます。

個々の事業等に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区のお考え方
視力障害者地域生活活動支援総合センター設置	90	<p>新宿区内には、各種国立・都立・法人レベルの訓練事業施設等はあるが、視力障害者共通の悩みである情報障害・行動障害を克服するには任意団体等の原動力であり、憩いの場的拠点として総合的に対応できる場が必要である。区独自の視力障害者生活支援施設が必須である。</p> <p>区所有資源（例；ことぶき館の一部、空き教室の一部）を最大有効活用し、専門事務職員を常時配置すると共に、任意団体の活動拠点として視力障害者のニーズに応じた多方面の活動支援が展開できると考える。</p> <p>孤独生活解消に親睦融和を図れる憩いの場として、様々な地域生活支援事</p>	<p>ご指摘のように、区内には国レベルで大規模に活動されている障害者の団体施設が数多くあり、ことに視覚障害者関係の団体の充実は他に類を見ない状況です。例えば点字図書館は区内3ヶ所ありますが、これは全都の半数以上に当たり、他区市の方から考えれば大変恵まれた環境であるともいえません。区では障害者福祉センターで視覚障害者訓練事業を実施しています。この事業をより皆様のご希望やニーズを取り入れ充実させていきたいと考えています。</p>
グループホーム利用者へのホームヘルプ	91	<p>グループホームは、1人のヘルパーを数人で使い分けしているが、同じ時間帯に入居者一人一人に対してヘルパー派遣が出来るよう制度を見直して欲しい。</p>	<p>障害をお持ちの方は、それぞれ障害もその程度も違い、よって支援の内容も異なります。したがって、ヘルパーの派遣は一人ひとりの方に対して必要な支援内容、支給時間を話し合い、決められています。ホームヘルプは、個別給付として支給されていますから、個人の状況にあわせて利用ができます。なお、自立支援法上のグループホームにはホームヘルパーを派遣していません。</p>
日中活動系サービスの即時利用	92	<p>日中活動系サービスを希望する障害者が、提供体制整備と同時に遅滞なくサービス利用できるよう配慮が必要。特に訓練等給付では、新規希望者に対して、障害程度区分認定から支給決定の間、即日利用が可能ないように相談支援体制を整備する必要がある。</p>	<p>訓練等給付事業の日中活動系サービスにおいては、暫定支給決定を行いいわゆる「お試し利用」が出来る仕組みであるため、暫定支給決定によりサービス利用を行ってください。</p>

個々の事業等に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
日中ショートステイ事業	93	家族支援として意義ある事業。レスパイトケアとしての使い易さや有効性を高めるため、日中に限定することなく、夜間も含めたショートステイとすべきである。	制度改正により、従前の短期入所が「短期入所」と「日中一時支援」に分かれました。「日中一時支援」は、日中のみの一定時間預りのサービスですが、宿泊を伴うものについては、「短期入所」で対応できることとなっています。利用できる時間帯が縮小されたわけではないので、ご理解ください。
アフターケア	94	障害者自立支援法のサービス体系には、アフターサービスの単位が明記されていない。区の考え方を示して欲しい。	アフターケアについては、それぞれのサービスに含まれているものと考えています。
高次脳機能障害・発達障害等への取組み	95	発達障害者支援法が施行されたが、発達障害については、学校現場での困惑やその後の進路を考えると、支援方法についても今後の早期研究・整備が待たれる状況。高次脳機能障害についても、当事者は福祉制度の谷間にあり、望むサービスが受けられない現状。これらの障害の範囲の拡大かつ増加が予測される。さらに具体性のある計画の策定を求む。 「発達障害の取組は、今後の課題」としているが、軽度発達障害の支援対策について、将来を見通したもう少し具体的な計画を示して欲しい。	現段階では発達障害・高次脳機能障害への対応については、広域的・専門的な支援として都道府県の地域生活支援事業の中で行われることとなっています。また、教育等との関連について課題は十分認識していますが、今後、国や都の動向を踏まえて本計画とは別途施策を検討してまいります。 なお、発達障害や高次脳機能障害の方で精神症状が有る場合は、精神障害者のサービスが受けられる場合があります。

障害福祉施策全般に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
少子化社会への対応	96	<p>少子化対策も踏まえた計画にすべきである。乳幼児やこれから生まれてくる子供が、たとえ障害を持っていても、十分な養育ができる環境を構築することこそが、少子化対策に有効な施策である。本計画には、既存の保育園、保育室、幼稚園への改革案が示されていない。これら既存施設との連携を強化し、より開かれた選択肢の広がる障害者福祉が計画されることを望む。</p>	<p>発達障害や子育て支援の視点から、様々な取り組みがなされており障害をもった子どもの親と健常児の親との交流会や保健指導等を行っています。障害福祉計画の内容とは異なるため、次期障害者計画策定時の参考にいたします。</p>
こころのバリアフリーの推進	97	<p>「街」への通所等を通して、戸惑いはあるが自立に向けた一歩を踏み出したいと感じている。精神障害者への社会的理解は不十分であり、就労や住宅確保等、日常生活で差別的な扱いを受けることが多い。平凡に生活できる日が来ることを願っている。</p> <p>障害者の心のバリアフリーを強化する啓蒙活動をして欲しい。</p>	<p>障害への理解が不十分であることにより偏見や差別を受けないよう、今後も継続して障害の知識の普及啓発や、交流等を通じて障害者に関する正しい理解の促進に努めていきます。</p>
新規事業者の参入促進	98	<p>介護保険事業において進出した株式会社の営利事業が、介護報酬の削減等により不採算となれば、当該部門から一挙に撤退するという実態を鑑み、新規事業者の参入については、対策を講じて欲しい。</p>	<p>介護報酬は、国が単価を告示しています。 事業所の開設は、国の省令基準に基づき都道府県がサービス事業者の指定を行っています。 これらについては、区の関与が難しく、ご指摘の対策をとることができません。</p>

障害福祉施策全般に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区のお考え方
<p>障害者の雇用制度の改善</p>	<p>99</p>	<p>新制度導入で最も経済的打撃を受けるのは重度障害者である。しかし、一方で、雇用制度は一向に改善されない。現在、法で障害者雇用を義務付けているものの、普通の交通手段で他の社員と対等に働ける正社員のみが求人対象となっている。健常者でさえ就職難な時代に障害者だけ特別枠で救われるのはおかしい。また、自立支援という観点に立ったとき、今回の制度で最も出費が多くなる重度障害者には何ら雇用の窓口が開かれていない。</p> <p>重度障害者が、パートタイムで在宅勤務をやった場合、企業にも幾分のメリットがある制度が導入されれば、双方にメリッ</p>	<p>障害者雇用の推進については、企業の側の研究が進んでいるなど一定の進捗が見られます。この状況を逃すことなく、さらに企業への支援体制を充実することで、各企業が様々な形態の雇用体制を確立するための支援を行います。また、国や東京都などに対し必要な要望を行ってまいります。</p>
<p>保護雇用実施の国に対する要望</p>	<p>100</p>	<p>計画の中で、国に対して保護雇用を実現するよう要請して欲しい。戦後の障害者雇用施策の取組は不十分である。障害者の就労で必要なことは、生産力の低い一般就労困難な重度障害者の雇用をいかに確立するかである。</p> <p>欧米では積極的な取組みが行われている。しかし、日本では、厚生労働科学研究「日本版保護雇用制度の創設に向けて」の研究結果が発表されたにもかかわらず、障害者自立支援法は完全にそれを無視している。保護雇用の確立なしには重度障害者の雇用政策は達成できない。</p> <p>保護雇用 援助付き雇用、企業内援助付きグループ作業によ</p>	<p>近年の状況として、ハローワーク等の働きかけが徐々に奏功し、企業による障害者雇用に対する意識が大きく前進しています。また、社会貢献の一環として障害者支援への取り組みも一部企業で進んでいます。しかし、まだまだ支援策や障害者へのアプローチそのものに苦慮しているのが実態です。これらの動きに呼応し、国や都と連携しながら柔軟に必要な支援を行っていく体制を構築するとともに必要な要望を行ってまいります。</p>

障害福祉施策全般に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区のお考え方
合資会社による雇用促進	101	<p>合資会社による障害者雇用の促進 障害者福祉に理解のある企業（例えばヤマト運輸）とNPO法人・福祉法人の合資会社を設立し、障害者の人達を積極的に採用することが実現できたら、とても心強いし、素晴らしいことだと思う。具体的な検討をして欲しい。</p>	<p>ハローワークによる法定雇用率未達成企業についての情報公開などの施策等により、様々な企業が障害者雇用に関する試みに取り組んでいます。企業の側からも前進的な取り組みなどについての情報提供が求められているため、企業への支援体制の構築を行いつつ、多様な手法で雇用の促進を進めていきます。</p>
精神障害者に対する所得保障策	102	<p>精神障害者には他障害のように福祉手当がない。障害年金は2～3年ごとに診断書を提出し、等級の判定を受けており、就労すると等級は下がる。一定額の保障があれば、自分のペースで働ける障害者の就労意欲をなくしたり、無理をして調子を崩したりすることにつながる。同じ内容の診断書を提出しているにもかかわらず、障害年金も精神障害者保健福祉手帳も等級が下がる例が増えている。それによって、障害年金の支給がなくなったり、生活保護の障害加算がなくなったりして、生活を脅かされている。 安心して暮らすために、安定した支給が得られるよう</p>	<p>心身障害者手当については、区の制度ですが、東京都の制度が根底にあり区の制度を構築しています。そこで各区の独自の拡大を実施しています。新宿区については、難病・戦傷2項症を追加しています。三障害を対象者としている区もあることから、今後検討していきます。 障害基礎年金については、国の制度であり就労により軽快という見方が通説でしたが障害者自立支援の観点から就労＝軽快ということではない捕らえ方もあり、国の動向を見守っていきます。</p>
精神障害者に対する障害福祉サービスの適用・充実	103	<p>平成17年度の精神障害者福祉手帳交付者814名、自立支援医療受給者2704名にする障害福祉サービスの適用と充実が強く求められる。障害者福祉手当等の支給など身体・知的障害者が受けている障害福祉サービスの適用を早急に図るよう計画化して欲しい。</p>	<p>今回の必要量見込みの算定にあたっては、手帳所持者であって現在、旧制度上のサービスを使っていない方や自立支援医療受給者で旧制度上のサービスを使っていない方のニーズを把握するための調査を実施し、それらの方々のサービス利用も見込んで必要量数値としています。</p>

障害福祉施策全般に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区のお考え方
公共施設への電光掲示板等設置	104	<p>公共施設や駅等に情報伝達のための電光掲示板または、電光掲示板のついた自動販売機を設置して欲しい。</p> <p>聴覚障害者はスピーカーから出力される音声伝達の情報入手することが出来ない。たとえ、防災などの情報が流れた場合、健常者より立ち遅れが生じることだけでなく、生命に関する問題にもつながる。このような不安を取り除くために、設置が必要である。</p>	<p>施設を利用した電光掲示板としては、新宿駅東口のアルタビジョンなど5つの街頭ビジョンに行政情報を提供しています。今後は、ご意見をいただいた公共施設、駅等の電光掲示板の利用や街頭ビジョン等の積極的な活用について検討していきます。</p> <p>また、区内200の自動販売機を活用し、携帯電話で行政や防災の情報を取得できるシステムを事業者との協働で開始しています。</p> <p>区では、今後ユビキタスなどの新しいメディアを活用しながら、障害者の方が容易に情報を取得できる仕組みづくりを検討していきます。</p>
交通バリアフリー	105	<p>お店の入口の段差をなくして欲しい。</p> <p>狭い歩道を車椅子で歩いている時、自転車が通ると危ないので、自転車の道と分離して欲しい。</p> <p>横断歩道の中央分離帯の段差をなくしてほしい。</p> <p>娯楽施設のバリアフリーも進めて欲しい。</p> <p>区道のバス停のガードレールパイプをなくして欲しい。</p> <p>路上駐車を無くして欲しい。</p> <p>電動車イスのまま乗れるタクシーをもっと増やして欲しい。</p> <p>福祉車両は駐車規制を免除して欲しい。</p>	<p>平成18年12月から、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、バリアフリー化の義務を負う対象者として建築主等や公共交通事業者等に加えて、道路管理者・路外駐車場管理者・公園管理者等が規定されました。障害者等が日常生活や社会生活において利用する施設を広くとらえ、生活空間におけるバリアフリー化を進めることとしています。</p> <p>区は、同法に基づき、公民協働の上で福祉のまちづくりを進めるとともに、平成20年度に策定予定の障害者計画にも、当事者の視点を反映させたバリアフリー</p>

障害福祉施策全般に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区のお考え方
障害者福祉全般の予算の充実	106	「区政改革プラン」の策定により削減した、障害者福祉全般の各種手当、助成制度を区政改革プラン以前の状態に改善し、障害者福祉の充実を図ることを強く要望する。	区政改革プランの公表から既に7年以上を経過し、その間、障害者自立支援法が施行されるなど、障害者をとりまく状況も変化しています。障害者福祉の制度についても、新たな法律のもと、将来を見据えた仕組みとして負担のあり方が見直され、新体系によるサービスが提供されています。障害者福祉の各種手当や助成制度も国や都、区による制度で補完的に給付されていることもあり、今後の国や都の動向を見ながら検討していきます。
知的障害児養護学校の設立	107	新宿区内には、知的障害児の養護学校がないため、遠方の学校に通わなければならない。区内に肢体不自由児同様、区立の養護学校設立をして欲しい。	区では心身障害児学級を小・中学校に設置していますので、区立養護学校の設立は考えていません。
介護保険制度との統合時の障害者サービスの維持	108	国は、3年後を目途に障害者施策と介護保険制度の統合を計画している。障害者に対する施策と高齢者の施策では根本的に大きな違いがあり、これを統合することに強く反対する。現行の障害者福祉制度と介護保険制度の給付水準に大きな格差があり、統合して同条件下で実施することは認められない。仮に統合されたとしても、既得の障害者へのサービス給付がきちんとされるよう要望する。	ご指摘の件については、国の検討の内容が明らかになった段階で施策の検討を行っていきます。
三障害一元化による総合的サービス提供の推進	109	新宿区は障害者福祉サービスを福祉部・健康部で分かれて所管しているが、2つの部を統合し総合的な提供体制の確立が急務。精神障害者に対する福祉サービスが他の2障害に比べて圧倒的に遅れている現状を考えると、福祉部・健康部の統合、一元化が必要。	障害者だけでなく、高齢者や子ども等を含む福祉保健サービスの施策のあり方等、今後の課題解決のための組織のあり方は、区全体の組織の見直しの中で検討していきます。

障害福祉施策全般に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
生活保護行政との関連	110	精神障害者には生活保護受給者が多いため、生活保護行政との関連を意識し、矛盾がおこらない中期計画を立てて欲しい。	生活保護行政については、最後のセーフティネットとして、他の法律・制度を優先することとなっています。地域移行においては、他制度との連携が重要であり、更にきめ細かな連携に努めていきます。
親の高齢化に伴う子どもへのケア	111	保護者として、障害者自立支援法が就労支援サービスに重点が置かれていることについて、戸惑いを感じる。重度の知的障害をともなう自閉症のある息子達の日常生活では、本人のニーズにあった支援が必要であり、家族、通所施設、グループホーム職員、支援員、医療関係者から支援を受けながら生活をしている。親の高齢化による経済力の低下と現在の応益負担では、現在受けているサービスを今後も継続して利用できるか非常に不安。親の高齢化による子どもへの経済的・物理的ケアの低下についての問題を、区の福祉施策の中で積極的に取り組んで欲しい。	障害のあるお子さんの保護者の高齢化は大きな課題です。どういう支援を展開していけば、保護者が高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活が出来るのかを検討していきます。また家族によるケアからの自立に関しては、就労のみにとらわれず「自立」の概念の捉え方を検討した上で、能力を伸ばす支援のあり方を考えていきます。

障害福祉施策全般に関する意見

要旨	意見番号	内 容	区の考え方
ボランティアの養成等	112	<p>スタッフ数の少ない作業所等にとって社会資源としてのボランティアの力は大きなものであり、地域定着、障害理解の促進の点からも重要。しかし、その受け入れに際しては課題がある。今般の都立高校でのボランティア導入、事前説明、受け入れ手順の整備をする必要に迫られている。計画には、ボランティア育成に関する項目を加えるべき。また、今後、障害者理解を若年から勧めるためにも教育機関との連携を図るべき。</p>	<p>障害者施設等でのボランティアの導入は、業務の補助としてだけでなく、地域との関わり、障害者理解を図るためにも重要です。また、導入に当たっては障害者を正しく理解していただくためにも研修等が必要と考えています。精神障害者に対するボランティア育成は、地域活動支援センター機能強化事業に位置付けられています。また、社会福祉協議会では地域の小規模通所授産施設や共同作業所、保健センター等関係機関と連携して実施しています。学校等教育機関との連携については、今後検討していきます。</p>
障害者の定義・納税者の不公平感	113	<p>計画にある障害のある人という定義が大変あいまいである。その定義に合致するか否かによって、各種サポートを受けられるかどうか異なることに不公平感を感じる。</p> <p>財源があるならば、納税している人や適用される障害者に該当しない人であっても、もっと平等に受けられるようにして欲しい。公共交通・設備等のバリアフリー化等により、多くの人々が支払っている税金に対して、平等に福祉的還元を受けられると思う。</p> <p>障害者が受けられるサービスについては、他の行政サービス・補助同様、制限を設けるべきである。仕事をしなければならない扶養</p>	<p>ご意見としてうかがいます。障害福祉施策の展開については、他の施策との連携をとりつつ適切に推進していきます。</p>